厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により

○厚生労働省告示第三十七号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (昭和三十六年厚生省令第

号) 別表第四の二第六号の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関す

る法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器(令和三年厚生労働省告示第四

十四号)の一部を次の表のように改正する。

令和六年二月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正
	 記 派 派
~川十代 (盤)	~川十七 (と)
三十七 家庭用爪用パッチ	(
<u>川十二</u> ~ <u>百十二</u> (と)	<u>川十九</u> ~ <u><u></u> <u>日十九</u> (</u>